

.....

## 日本放送協会 理事会議事録

(2024年 3月12日開催分)

2024年 3月29日(金)公表

.....

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

2024年 3月12日(火) 午前10時30分～11時05分

<出席者>

稲葉会長、井上副会長、小池専務理事、竹村専務理事、  
林専務理事、山名専務理事、根本理事、中嶋理事、  
安保理事、熊埜御堂理事、山内理事、寺田理事・技師長  
大草監査委員

<場所>

放送センター役員会議室

<議事>

稲葉会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

### 1 審議事項

- (1) 令和6年能登半島地震における被災地への対応について
- (2) 就業規則の一部改正について
- (3) 要員・組織協議会規程と人材育成委員会規程の制定について
- (4) 職務権限事項の改正について
- (5) NHK個人情報保護規程の一部改正について
- (6) 2023年度(令和5年度)建設計画の一部調整(2月期)につ

いて

(7) 国際放送番組審議会委員の委嘱について

## 2 報告事項

(1) 放送番組審議会議事録

## 3 審議事項

(8) 第1443回経営委員会付議事項について

## 議事経過

### 1 審議事項

(1) 令和6年能登半島地震における被災地への対応について  
(根本理事)

総務省から、能登半島地震被災者への衛星放送を活用した情報提供の継続について検討を要請されました。この要請への対応方針について、審議をお願いします。

2024年3月7日、総務省情報流通行政局長からNHKに対し、事務連絡として、令和6年能登半島地震における被災地への情報提供の継続に関する要請文書が発出されました。

本文書では、令和6年度能登半島地震の発災後の1月12日からNHKが行っている被災者への衛星放送を活用した情報提供について、放送法第20条第1項第1号のテレビジョン放送の業務の一環として、本年4月1日以降も一定期間、継続することについての検討が要請されています。なお、NHKから継続の意向が示された場合、所要の手続きについては、総務省において検討するとされています。

要請に対して、NHKとしては次の方針案に基づいて対応します。

まず、被災地のケーブルテレビ事業者や自治体等にヒアリングを行い、3月末時点の復旧状況を確認します。そして、実施する場合の制度上の根拠、衛星放送事業者やケーブルテレビ事業者など外部への説明、

追加費用への対応等について、総務省に確認および必要な調整を行います。確認・調整の結果、必要性があり、制度面等でも問題がないと判断した場合に、運用を継続します。

現在、被災地のケーブルテレビ事業者や自治体等へのヒアリングや、総務省との確認・調整を進めています。本件が決定されて、ヒアリングや確認・調整の結果がまとまりましたら、運用継続の要否について総務省に回答します。

仮に運用を継続することとなった場合、総務省における「所要の手続き」の検討結果によっては、経営委員会での議決が必要となる可能性もあることから、本件については本日開催の第1443回経営委員会に報告します。

(山名専務理事) 要請にある「一定期間」とは、どの程度の期間を想定されているのでしょうか。仮に運用を継続するとしても、具体的な期間を定めておくことが望ましいように思います。

(根本理事) 現時点では、総務省から具体的な期間は示されていません。制度面の問題の確認に加えて、関係する外部事業者等との調整が必要になると考えています。

(会長) 基本的には、総務省に確認および必要な調整を行うという作業がこれからあるわけで、そういう中で今議論になったようなことが明らかになるだろうと思います。その上で制度面等でも問題がなく、実際に運用を継続することが妥当と判断した場合には、改めて理事会で審議し、必要があれば経営委員会に諮りたいと思います。

(2) 就業規則の一部改正について

(人事局)

就業規則の一部改正について、審議をお願いします。

主な改正内容は「育児休職開始日変更の申し出期日の見直し」「役職定年制の見直し」「保護措置・勤務禁止による傷病欠勤の取り扱いの明確化」です。

まず、「育児休職開始日変更の申し出期日の見直し」です。職員が育児休職を申し出たあとに、やむを得ない事情により休職開始日を変更する場合の期日を1週間前とします。

次に、「役職定年制の見直し」です。役職定年については原則としては今までの運用としつつ、人事局長が個別に決定した場合は、例外として役職定年の取り扱いを適用しないこととする柔軟運用を行います。そのため、「原則として」という文言を追記します。また、2025年度以降における対象年齢の拡大は行いません。

最後に、「保護措置・勤務禁止による傷病欠勤の取り扱いの明確化」です。保護措置・勤務禁止による傷病欠勤の場合、本人からの欠勤願や診断書の提出対象とはならないことを規定し、取り扱いを明確化します。

改正日は2024年4月1日です。

本件が決定されれば、法令に基づき、改正する就業規則については労働基準監督署等に届け出ます。

(会長) 「育児休職開始日変更の申し出期日の見直し」については、男性の育児休職が増えてきたことに伴って、スムーズに運用していくための改正ということですね。

ほかにご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(3) 要員・組織協議会規程と人材育成委員会規程の制定について  
(人事局)

「要員・組織協議会規程」と「人材育成委員会規程」の制定について、審議をお願いします。

まず、「要員・組織協議会規程」についてです。

経営計画や予算・事業計画に基づく各年度の人事異動・体制整備方針

のもと、協会横断的に経営資源配分と体制を検討する「要員・組織協議会（以下、協議会）」を設置します。協議会の構成員は、経営計画策定等に携わる各職能・職種の企画部門の担当等から会長が指名し、協会内に周知します。協議会では、経営方針にあわせた組織整備案や要員シフト案、各職能・職種のポスト案等を合議により策定し、検討経過について随時、役員に報告します。事務局は、経営企画局、人事局、経理局が担います。

続いて、「人材育成委員会規程」についてです。

適材適所の配置および職員の育成、能力の伸長に向けて、人事異動・体制整備方針に基づき、昇進、昇格、異動等の案を検討する「人材育成委員会（以下、委員会）」を設置します。「協会マネジメント人材育成委員会」は、会長および会長が指名する役職員で構成し、人事局長がオブザーバーとして出席し、全国の協会マネジメント職務に関わる昇進、昇格、異動等を検討します。「各職種人材育成委員会」は、職種ごとに委員会を設置します。委員会は、職種のグレード上位者の相互推薦で議長を指名し、会長の同意を得て、協会内に周知します。委員会は、議長と議長が指名する職員で構成し、協議会の構成員である職能を代表する職員と人事局の職員がオブザーバーとして出席します。全国の職種における協会マネジメント職務に関わらない範囲を対象として昇進、昇格、異動等を検討します。委員会では、能力、適性、専門性、本人の事情等に照らし、部局上申をふまえ、昇進、昇格、異動等を全国の視点で検討します。協議会と連携し、必要な調整を行います。委員会から、職員の昇進、昇格、異動の案を人事局に上申し、職務権限事項の定めに基づき、決定します。事務局は、人事局が担います。

施行日は2024年3月12日です。

（会長）　今回、制定される協議会と委員会は、女性活躍や高度な人材育成・配置を考えていくうえで中核となる新しい会議体です。これらをうまく機能させていくために、前向きな考えを持った方々にメンバーを担ってもらい、NHK職員の育成・配置をしっかりと考えて欲しいと思いま

す。一方で、協議会や委員会のメンバーを職種や等級に応じて機械的に選定してしまうと、前向きな運営と齟齬をきたす可能性も考えられますので、丁寧にメンバーの選定を進めていきたいと思えます。

(林専務理事) 地域の職員、とくに職種の枠組みを超えた業務に携わっている職員について、委員会としてどのように考えていくのでしょうか。

(人事局) 地域放送局の職員については、各局から拠点局に部局上申を行い、さらに拠点局がそれを取りまとめて人事局に部局上申を行います。本部では各部局から人事局に直接、部局上申を行います。委員会では部局上申を踏まえて、職種の軸と組織・部局の軸をクロスさせて、昇進、昇格、異動等の検討を行います。

(林専務理事) そうすると委員会の各職種のリーダーは、担当職種について、地域を含めてきちんと把握することが前提になるということでしょうか。

(人事局) その通りです。委員会は職能・職種単位を基本に実施することになりますので、そのリーダーは全国の視点で昇進、昇格、異動等の案を検討することが求められます。

(安保理事) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画においての女性管理職比率の数値目標（2025年度の割合を15%以上）に向けて、女性職員が経営幹部ポストにつけるよう、より活躍できるよう、色々な業務の付与ということにしっかり取り組んで欲しいと思えます。

また、地域放送局を含めて、システム開発や情報セキ

ユリテイ等、職種の枠組みに留まらない横断的な業務を担っている職員について、どのようにして経営マネジメントを担う人材に育てていくかが非常に重要だと思います。協議会と委員会で、こういった点についても検討をお願いします。

(竹村専務理事) ご指摘の点は全くその通りで、組織横断・職種横断的な視点を持つことは非常に重要です。

今回の一連の仕組みのベースにあるのは、中期経営計画や予算事業計画を踏まえて役員が「人事異動・体制整備方針」を議論し、その方針と齟齬がない形で協議会や委員会で検討していくという考え方です。また、協議会や委員会の検討結果は役員が確認した上で、最終的に会長が決定することになります。その際、具体的な課題や改善案が出てくるかと思しますので、それを受けて再度見直しを行っていく仕組みを作っていきたいと思っています。

協議会や委員会のメンバー構成については、各役員からいただいた意見を踏まえて、最適なメンバーの案を検討していきたいと思っています。

(大草監査委員) 監査委員として申し上げます。各役員からご指摘のあった地域や職種に関する問題は、私が各地域や現場を訪れる際に寄せられる代表的な質問・懸念点です。各部局にも丁寧に説明して欲しいと思います。

(会 長) ほかにご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(4) 職務権限事項の改正について

(経営企画局)

職務権限事項の改正について、審議をお願いします。

新人事制度要綱に基づく「要員・組織協議会」「人材育成委員会」「関連団体再就職連絡会」の設置に伴い、人事局の職務権限事項を一部改正します。

1つ目は、協会横断的に経営資源配分と組織体制（各職能・職種のポスト案等）を検討する「要員・組織協議会」の運営に関する職務基準と権限事項を設定します。

2つ目は、人事異動・体制整備方針に基づき、昇進・昇格・異動等の案を検討する「人材育成委員会」の運営に関する職務基準と権限事項を設定します。

3つ目は、関連団体再就職の事務局機能を担う「関連団体再就職連絡会」の運営に関する職務基準と権限事項を設定します。

改正の実施時期は2024年3月12日です。

(会 長)           ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(5) NHK個人情報保護規程の一部改正について

(リスクマネジメント室)

「NHK個人情報保護規程」の一部改正について、審議をお願いします。

今回の改正は、個人情報保護法施行規則が、2024年4月1日に一部改正されることに伴い、NHK個人情報保護規程を一部改正するものです。

個人情報保護法では、個人データが不正アクセスによって漏えいした場合、個人情報保護委員会・総務省に報告することが義務付けられており、今回、個人情報保護法施行規則の報告対象に関する条文の文言が改正されます。この改正に合わせて、「NHK個人情報保護規程」においても、「個人データ」の文言の後ろに「協会が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。」という文言を追記します。

施行日は2024年4月1日です。

(会 長)           ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(6) 2023年度（令和5年度）建設計画の一部調整（2月期）について

(経理局)

2023年度（令和5年度）建設計画の一部調整（2月期）について、審議をお願いします。

この建設計画の一部調整は、設備の整備スケジュール見直しによる変更や年度途中に発生する予期できない事項への対応など、予算編成時には、確定していなかった事項に対して、適宜、予算措置を行うものです。2月期は17件、当年度30.1億円となります。

(会 長)           ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(7) 国際放送番組審議会委員の委嘱について

(中嶋理事)

国際放送番組審議会委員の委嘱について、審議をお願いします。

大庭三枝氏（神奈川大学法学部・法学研究科 教授）、ルース・マリー・ジャーマン氏（株式会社ジャーマン・インターナショナル 代表取締役社長）に2024年4月1日付で新規委嘱します。また、杉山晋輔氏（早稲田大学特命教授、元駐米大使）、新浪剛史氏（サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長）に2024年4月1日付で再委嘱します。

なお、阪田恭代氏（神田外語大学教授）、村上由美子氏（MPower Partners ゼネラル・パートナー）は3月31日付で、任期満了により退任されます。

本件が了承されれば、本日開催の第1443回経営委員会に諮ります。

(会 長)           ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日

開催の第1443回経営委員会に諮ります。

## 2 報告事項

### (1) 放送番組審議会議事録

(メディア編成センター・国際放送局)

メディア編成センターと国際放送局から、中央放送番組審議会、国際放送番組審議会、地方放送番組審議会（関東甲信越、近畿、中部、中国、九州沖縄、東北、北海道、四国）の2024年1月開催分の議事録についての報告。

## 3 審議事項

### (8) 第1443回経営委員会付議事項について

(経営企画局)

本日開催の第1443回 経営委員会の付議事項について、ご審議をお願いします。

付議事項は、議決事項として「国際放送番組審議会委員の委嘱について」です。報告事項として「令和6年能登半島地震における被災地への対応について」です。

(会 長)           ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

2024年 3月26日

会 長   稲 葉 延 雄